

遺留金処理に係る取り扱いに関する要望

本市では遺留金の処理方法について、関係機関の協力を得て相続財産管理人の選任請求にかかる市独自の「遺留金処理スキーム」を構築し、また、各実施機関の担当職員に対して遺留金処理に特化した実践研修を実施するなど、可能な限り取り組みを進めてきました。

しかし、次の様な課題があり処理を進める事ができず、多額の遺留金を保管せざるを得ない状況であり、その管理や関係書類の保管にも苦慮しているところです。

このままでは処理を進める目途すら立たず、遺留金及び関係書類を未来永劫保管し続けることとなります。

(遺留金処理にかかる主な課題)

1 相続人調査

本人の戸籍だけでは相続人の存否が確認できないため、相続人の戸籍を調査する必要がある、多大な労力と時間を要している。

2 相続財産管理人選任請求

相続人調査により相続人の不存在が判明すれば相続財産管理人の選任請求を行うことになるが、その場合には上記「1」で調査した戸籍以外にも本人及び相続人調査対象者の出生から死亡までの戸籍の添付が求められるなど非常に労力がかかる。

3 選任請求に係る費用

相続財産管理人の選任請求を行う場合には遺留金が小額であれば予納金を求められることになり、本市で保管しているものは小額なものが多く、選任請求が可能なケースもその費用が捻出できないために手続きを進めることができない。

つきましては、次の改善策について検討していただくよう要望します。

- ① 相続財産管理人の選任請求を行う遺留金について、その金額に基準や目安を設け、それを上回る場合には相続人調査及び家庭裁判所への選任請求を業務委託できることとし、かかる費用は当該遺留金から支出できることとする。
- ② 上記①の「基準」未達の遺留金については、扶養援助照会の範囲で相続する者が存在しない事が判明した場合、実施機関において「公告」等を行うことで調査を終了したこととし、当該遺留金を速やかに国庫に受け入れ可能とする。
- ③ いずれの場合にも実施機関に債権が存在するときは、相続人の有無に関わらず清算を行った後に処理を進めることとする。

平成 26 年 10 月 7 日
大 阪 市